

平成18年10月18日(水)

4階特別会議室

15:30～17:30

第14回 国土交通省政策評価会

議 事 次 第

1 挨拶

2 議題

(1) バリアフリーの基本方針について

資料1 バリアフリーの基本方針について

(2) 政策レビューの取組状況について

資料2 政策レビュー実施テーマ一覧

資料3 北海道総合開発計画の総合点検

資料4 直轄工事のゼロエミッション対策

(3) 平成19年度予算概算要求等に関する評価書等について

資料5 平成19年度予算概算要求等に関する評価書について

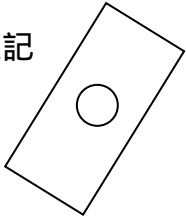
資料6 平成18年度版政策評価レポート

第14回国土交通省政策評価会

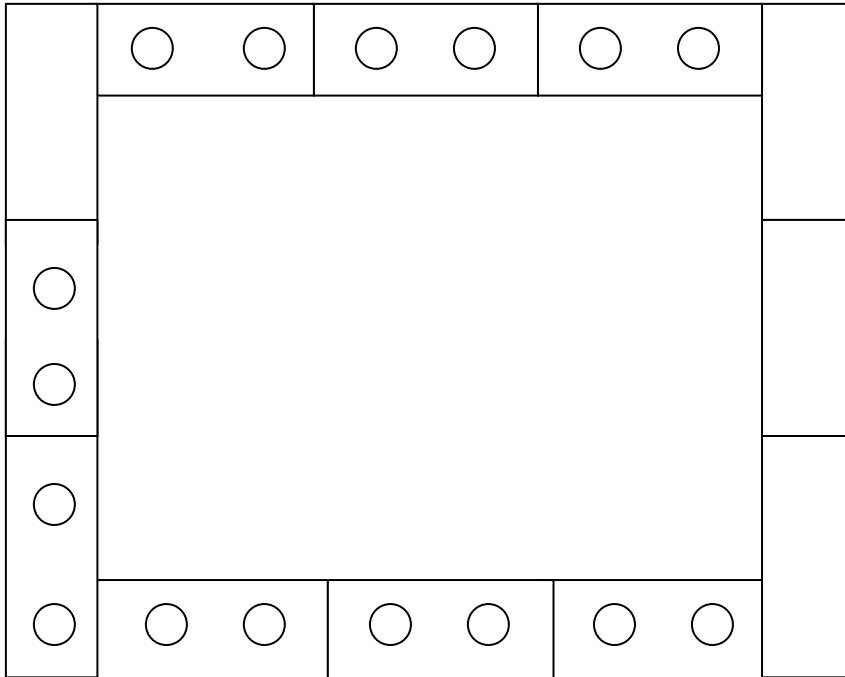
平成18年10月18日(水)15:30 ~ 17:30

合同庁舎3号館4階特別会議室

速記



上山 委員
田辺 委員
金本 座長
森田 委員
山本 委員
工藤 委員



北海道局

北海道局

総合政策局

総合政策局

増田 企画専門官
宮本 政策評価企画官
浅野間 政策統括官
関口 政策評価審議官
鈴木 政策評価官
日原 政策評価企画官

政策評価会委員名簿

石田 東生	筑波大学システム情報工学研究科 教授
上山 信一	慶応義塾大学教授(大学院 政策・メディア研究科)
座長 金本 良嗣	東京大学大学院経済学研究科教授
工藤 裕子	中央大学法学部教授
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
松田 美幸	学校法人 麻生塾 法人本部 ディレクター
森田 祐司	監査法人トーマツ パートナー (公認会計士)
山本 清	国立大学財務・経営センター研究部教授

平成18年度政策評価会・懇談会年間スケジュール

7月 政策評価会（7月18日終了）

- ・ 政策評価年次報告書案
- ・ 政策チェックアップ案
- ・ 昨年度実施政策レビュー報告
- ・ 今後の政策レビューテーマ案
- ・ 今年度実施政策レビュー ～「行政行動の改革」～
- ・ 住生活基本計画について

10月 政策評価会（本日の議題）

- ・ バリアフリー基本方針
- ・ 政策レビューの取組状況
- ・ 政策アセスメント（予算概算要求関係評価書）報告

11月 政策評価懇談会（11月27日10：00～12：00 4階特別会議室）

- ・ 今年度実施政策レビュー ～「行政行動の改革」～

2～3月 政策評価会・政策評価懇談会

- ・ 政策評価基本計画の改定について
（住生活基本計画、バリアフリー、リサイクル関係の指標について）
- ・ トピック
- ・ 各局の取組状況等

政策レビュー実施テーマ一覧

網掛けは既に決定していたテーマ、それ以外は平成 18 年 8 月 4 日の省議にて決定
平成 18 年度とりまとめ予定

テーマ	局等
行政行動の改革 - 改革はどこまで進んだか - 改革のポイント 成果主義 局横断的な取組み 国民参画（住民参加等） 国民への説明責任（アカウンタビリティ）	全部局等（総合政策局及び政策統括官（政策評価）取りまとめ）
北海道総合開発計画の総合点検 - これまでの施策の検証と今後の在り方 -	北海道局
直轄工事のゼロエミッション対策 - 建設リサイクル法の検証 -	総合政策局、大臣官房、官庁営繕部、都市・地域整備局、河川局、道路局、港湾局、航空局

平成 19 年度とりまとめ予定

テーマ	局等
安全性と効率性が両立した船舶交通環境の創出について - ふくそう海域における大規模海難の防止及び航行時間短縮への取組み -	海上保安庁、港湾局
環境政策・省エネルギー政策の総合点検 - 環境行動計画を踏まえて -	全部局等（総合政策局取りまとめ）
河川環境の整備・保全の取組み - 河川法改正後の取組みの検証と今後の在り方 -	河川局
不動産取引価格情報の開示 - 土地市場の条件整備 -	土地・水資源局
船舶の運航労務に係る事後チェック体制の強化策について	海事局

平成 20 年度とりまとめ予定

テーマ	局等
まちづくりに関する総合的な支援措置の検証	都市・地域整備局、道路局、住宅局
次世代航空保安システムの構築 - 航空交通の増大に向けて -	航空局

総合評価方式の総点検	大臣官房、官庁営繕部、関係局(北海道局含む)
小笠原諸島振興開発のあり方	都市・地域整備局特別地域振興官

平成 21 年度とりまとめ予定

テーマ	局等
第五次国土調査事業 10 箇年計画	土地・水資源局
総合的な水害対策の総点検	河川局、都市・地域整備局
住宅分野における市場重視施策の総点検	住宅局、総合政策局
総合物流施策大綱(2005-2009)の点検	政策統括官(貨物流通)、道路局、大臣官房、総合政策局、国土計画局、土地・水資源局、都市・地域整備局、河川局、住宅局、鉄道局、自動車交通局、海事局、港湾局、航空局、北海道局、政策統括官(国土・国会等移転)、海上保安庁、国土交通政策研究所

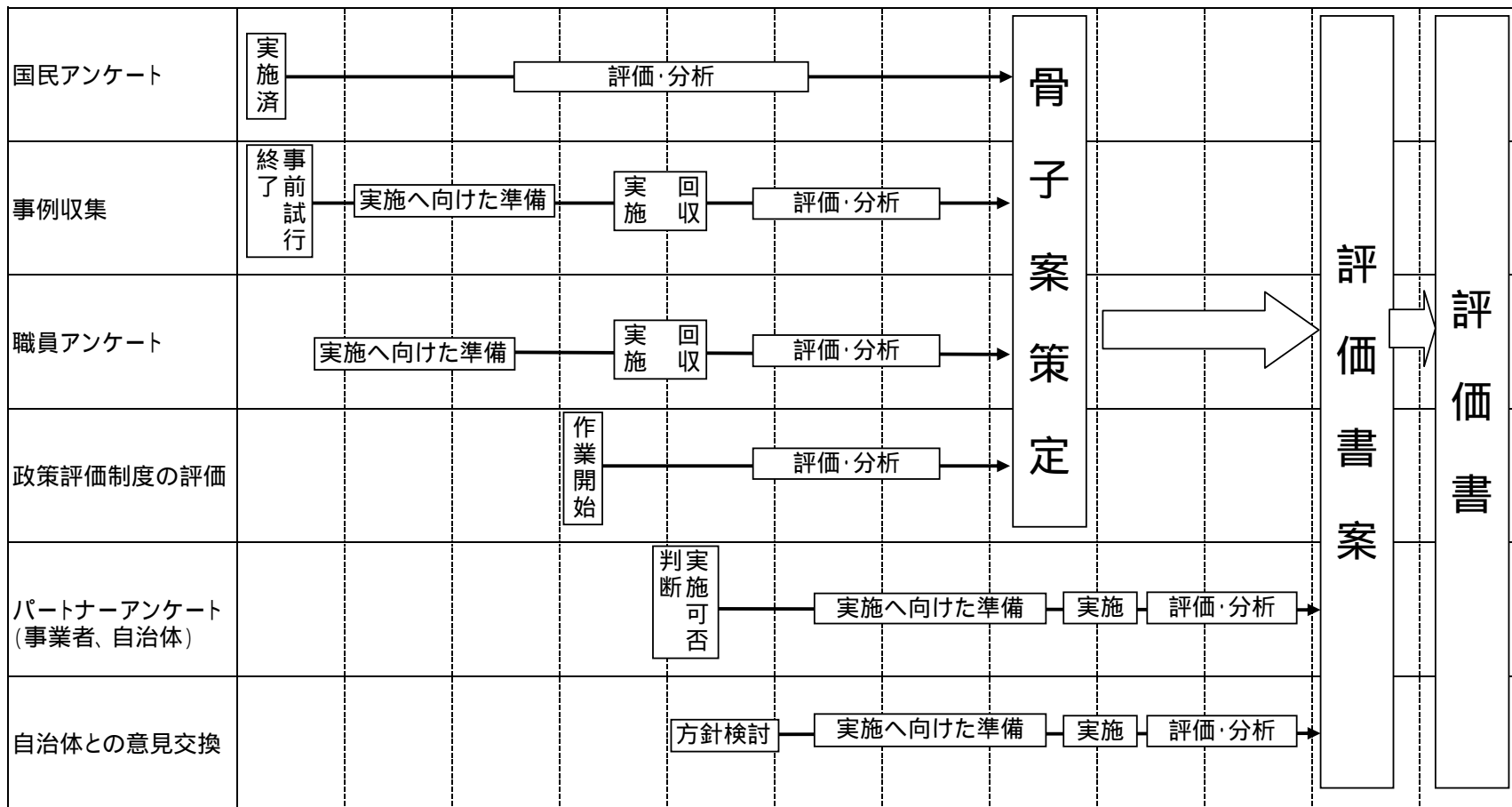
平成 22 年度とりまとめ予定

テーマ	局等
運輸安全マネジメント評価の検証	大臣官房運輸安全監理官室
道路交通の安全施策	総合政策局、道路局、自動車交通局
観光立国の実現	総合政策局
申請・届出等手続きのオンライン利用の促進	情報管理部、道路局、自動車交通局、海事局、海上保安庁
LRT 等の都市交通整備のまちづくりへの効果	都市・地域整備局、道路局、鉄道局
住生活基本計画(全国計画)	住宅局
住宅・建築物の耐震化の促進	住宅局
鉄道の安全施策について	鉄道局
バス・タクシーに関する施策の総合点検	自動車交通局
港湾の大規模地震対策	港湾局
緊急地震速報の利用の拡大	気象庁

政策レビュー「行政行動の改革」途中経過報告

H18.10.18時点

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
政策評価会・懇談会 (第三者委員会)				評価会					懇談会 11月27日(月) 10:00-12:00			懇談会 (予定)





北海道総合開発計画の総合点検 - これまでの施策の検証と今後の在り方 -

計画	第1期 北海道総合開発計画		第2期北海道総合開発計画	第3期北海道総合開発計画	第4期北海道総合開発計画	第5期北海道総合開発計画	第6期北海道総合開発計画
	第1次5ヶ年計画	第2次5ヶ年計画					
副題	-	-	-	-	-	-	あす 明日の日本をつくる北海道
期間	昭和27～31年度	昭和33～37年度	昭和38～45年度	昭和46～55年度 (昭和52年度打切)	昭和53～62年度	昭和63～平成9年度	平成10～おおむね19年度
役割	<資源からみた北海道地位> 食糧事情からみた土地資源、水産資源、森林資源及び地下資源等北海道に賦存する豊富な未開発資源の開発	<計画の目標> 豊富な未開発資源、広大な地積を有し、人口収容の余地を残す北海道の開発は重要な意義 とりわけ、石炭、木材資源、畜産物、てん菜等において果たす役割は大きい	<計画作成の意義> 原料資源・用地用水が豊富に存在し、産業立地条件が相対的に有利 我が国の重要な工業開発拠点 我が国農業の発展及びその体質改善に貢献 国民経済の安定的高度成長に積極的に寄与	<計画作成の意義> 希少な大規模産業展開の場 革新的な巨大工業基地、国際水準の高度食料基地等の建設 高生産・高福祉社会を先駆的に実現 魅力ある国民的保養の場を形成 北方圏諸国との交流拠点	<長期的課題> 大きなゆとりを持つ地域 比較的低位な海岸線が臨海性の産業の立地に適し、また農業開発可能地が多く賦存することなどで、人口、産業の適正な配置を実現できる地域 全国土にわたる人間と国土の安定的な関係の形成に寄与	<基本的目標> 活発な研究開発の展開、新たな産業立地の推進、食料等の安定的効率的な供給、国民の健康の増進や文化、教育等の場の提供 産業構造の調整、多極分散型国土の形成等国土全体の課題の解決に貢献	<今後の北海道開発> 他の地域に比べて優位な特性を生かして課題に貢献 自然的・経済的・社会的な特異性を、多様な豊かさとして実感できる北の生活や文化を享受できる安全で、ゆとりある地域社会の形成 北海道産業の活性化や金融の安定化のための発展基盤整備
計画の目標等	<開発の目標(数値目標)> 人口は昭和31年度までに自然増で490万人、本計画による効果で600万人 25年度から31年度にかけて食糧が1.6倍(主食換算)石炭は1.6倍、水力発電は約2倍等	<計画の目標> 資源の大幅な生産増強 北海道の主要な原料を活用する諸工業を積極的に開発振興 産業の構造を高度化の方向に進め、労働力人口の吸収と道民所得の増大を図る	<計画の目標> 産業構造高度化を主軸とする経済規模の飛躍的拡大 国民経済の安定的高度成長に積極的に寄与 北海道経済の自律的発展の基礎を固める	<計画の目標> 生産と生活が調和する豊かな地域社会の先駆的実現 わが国経済社会の繁栄に積極的に寄与すること	<計画の目標> 安定的な国土環境の創出と我が国における人口、産業の望ましい配置の実現 北海道の国土条件を改善 人間活動のための安定性のある総合環境を計画的に整備	<基本的目標> 我が国の長期的な発展への貢献 道内の産業活動の活性化 国の内外との競争に耐え得る力強い北海道の形成	<基本理念> 国の内外に開かれ自立する北海道の実現 恵まれた環境や資源を誇りを持って次世代に引き継ぐ北海道の実現 多様な生活や文化を享受できる安全でゆとりある北海道の実現
主要施策	<開発計画の構想> (産業振興の基礎となるべき施設の整備拡充に重点) 電源の開発 道路、港湾、河川等の整備拡充 食糧の増産 開発の基本調査 昭和32年度は、第2次5ヶ年計画要綱によって実施した	<計画達成のための施策の基本方針> (産業振興の基盤整備) 道路、港湾等産業基盤の増強 電源の開発 国土保全施設の整備 農業生産基盤の拡充強化 (産業振興) 農林水産業の生産性の向上 鉱工業の積極的開発 文化厚生労働施設の整備	<施策の基本方針> 農林水産業の近代化 鉱工業の積極的開発振興 道内および道本州間の総合的交通通信体系の確立 国土保全と利水の総合的推進 社会生活環境施設等の整備 拡充 産業技術の開発、技術教育、訓練の強化並びに労働力移動の円滑化 拠点開発の推進	<施策の基本方針> 近代的産業の開発振興 社会生活基盤の強化 新交通、通信、エネルギー輸送体系の確立 国土保全と水資源の開発 自然の保護保存と観光開発の推進 中核都市圏の整備と広域生活圏の形成	<開発施策の基本方針> 基幹的産業の発展基盤の整備 中枢管理拠点の形成 都市及び農山漁村環境の整備 基幹的交通通信体系の整備 水資源開発施設等の整備 国土保全等安全基盤の確保 北方的社会文化環境の形成 <地域総合環境圏の展開>	<施策の基本的考え方> 重層ネットワーク構造の形成 都市田園複合コミュニティの展開 <主要施策の基本方向> 柔軟で活力のある産業群の形成 高度な交通、情報・通信ネットワークの形成 安全でゆとりある地域社会の形成	<主要施策> 地球規模に視点を置いた食料基地の実現と成長期待産業等の育成 北の国際交流圏の形成 北海道の美しさ雄大さを引き継ぐ環境の保全 観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場の形成 安全でゆとりある生活の実現
人口	昭和27年 450.6万人	昭和33年 494.9万人	昭和38年 512.0万人	昭和46年 518.6万人	昭和53年 549.0万人	昭和63年 565.6万人	平成10年 569.5万人
総生産	昭和30年 2.8兆円	昭和33年 3.2兆円	昭和38年 4.6兆円	昭和46年 7.9兆円	昭和53年 11.8兆円	昭和63年 15.4兆円	平成10年 19.7兆円

出典(人口):総務省「国勢調査」、「人口推計」

出典(総生産):経済企画庁、内閣府、「長期勘及推計県民経済計算報告(昭和30年～昭和49年)」、「平成6年度版、平成9年度版及び平成17年度版県民経済計算年報」

注:実質化は、平成2年基準(68SNA)



北海道総合開発計画の総合点検 - これまでの施策の検証と今後の在り方 -

第6期計画の評価

第6期計画

第6期計画の構成

【背景等】

- 第1章 新たな北海道開発計画の策定の意義
- 第2章 北海道開発の現状と課題

【基本理念・目標】

第3章 北海道開発の基本理念と計画の目標
 国の内外に開かれ自立する北海道の実現
 恵まれた環境や資源を誇りを持って次世代に引き継ぐ北海道の実現
 多様な生活や文化を享受できる安全でゆとりある北海道の実現

【主要施策等】

- 第4章 施策推進の基本方向
 - ・施策推進の基本姿勢
 - ・施策の重点的・効率的な推進
- 第5章 計画の主要施策
 - ・5つの主要施策
- 第6章 地域の整備
 - ・地域整備の基本方針
 - ・6地域毎の発展方向

主要施策及び施策推進に関する点検

【主要施策】

- 地球規模に視点を置いた食料基地を実現し成長期待産業等を育成する施策
 - 地球規模に視点を置いた食料基地の実現
 - 新たな成長期待産業の育成
 - 森林を支える産業の育成
 - 北海道産業の活力を向上させる発展基盤の整備
- 北の国際交流圏を形成する施策
 - 北海道産業の国際化、地域間の国際交流・国際貢献、国際交流基盤の整備
- 北海道の美しさ雄大さを引き継ぐ環境を保全する施策
 - 恵まれた自然との共生
 - 森林、農地、河川、湖沼、海域の有する環境保全機能の維持向上
 - 環境への負荷の少ない循環を基調とする地域社会の形成
- 観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場を形成する施策
 - 国民の多様な自己実現に対応した余暇・生活空間の形成、個性的な農山漁村と都市との交流の促進等
- 安全でゆとりある生活の場を実現する施策
 - ゆとりある生活の場の形成
 - 暮らしの多様な選択を実現するネットワークの形成
 - 安全な地域社会の実現

【施策推進の基本方向】

- 投資の重点化
- 施策の連携・整合性の確保等による効率的な推進
- 施策の適切な推進
- 広域的・複合的なプロジェクトの推進

点検結果の概要

【主要施策の進捗状況等】

- (成果)
- ・諸施策において一定の成果
 - ・成功事例と呼べる新たな成長の芽が散見
- (課題)
- ・想定を上回る人口減少やグローバル化等の進展や財政事情の悪化などに起因する新たな課題が顕在化
- 成果等の事例
- ・食料基地としての役割強化
 - ・国際観光の進展 等

【施策の推進体制の状況等】

- (成果)
- ・制度設計のフロンティアとなる先駆的、実験的取組を実施し一定の成果
- (課題)
- ・政策効果等を高めるため連携・協働の強化が課題
 - ・財政制約を背景として、一層の投資の重点化・効率化が喫緊の課題
- 成果等の事例
- ・シーニックバイウェイ 等



北海道総合開発計画の総合点検 - これまでの施策の検証と今後の在り方 -

第6期計画の評価

評価の視点

【北海道総合開発計画を巡る社会経済状況の変化等】

時代の潮流と諸課題

- ・ グローバル化の進展、自然環境・エネルギー問題、人口減少・少子高齢化といった我が国を取り巻く環境の変化を、発展の好機ととらえ、北海道の優れた資源・特性を活かし、我が国が直面する課題の解決に貢献することが必要

活力と競争力ある地域経済社会の形成

- ・ 我が国が直面する課題の解決に貢献するためにも、北海道が活力ある地域として発展を図ることが重要

【第6期計画の点検結果】

主要施策の進捗状況等

(成果)

- ・ 諸施策において一定の成果
- ・ 成功事例と呼べる新たな成長の芽が散見

(課題)

- ・ 想定を上回る人口減少やグローバル化等の進展や財政事情の悪化などに起因する新たな課題が顕在化

施策の推進体制の状況等

(成果)

- ・ 制度設計のフロンティアとなる先駆的、実験的取組を実施し一定の成果

(課題)

- ・ 財政制約を背景として、一層の投資の重点化・効率化が喫緊の課題

総括的評価と対応方針

【総括的評価】

諸施策において一定の成果が得られたと判断されるものの

- ・ 時代の潮流に起因する新たな課題への対応
 - ・ 政策効果を高めるため、連携・協働の強化や重点化・効率化など事業の進め方に関する諸改革
 - ・ 北海道の実情に即した効果的な先駆的・実験的取組の一層の拡充
- などについて、改善が必要。

【今後の対応方針】

今後、新たな計画にその改善点を反映させ、北海道が時代の潮流に即した国の課題解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を目指していく必要。

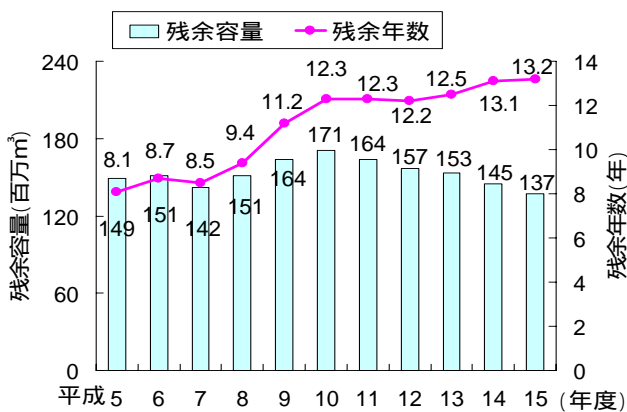
テーマ	北海道総合開発計画の総合点検		
評価の視点	進捗状況		北海道総合開発計画を巡る社会経済情勢はどのようになっているか。 第6期北海道総合開発計画の施策を見直す必要を生じさせるような変化が生じていないか。 第6期北海道総合開発計画の推進方策を見直す必要を生じさせるような変化が生じていないか。
	未定		
	検討中		
	確定		
分析手法	進捗状況		第6期北海道総合開発計画の実施状況等について検討・分析を行う。 国土審議会北海道開発分科会基本政策部会での調査審議を活用する。
	未定		
	検討中		
	確定		
評価結果	進捗状況		第6期計画の主要施策及び推進方策に関する点検結果によると、諸施策において一定の成果が得られたと判断されるものの ・ 時代の潮流に起因する新たな課題等への対応 ・ 政策効果を高めるため、連携・協働の強化や重点化・効率化など事業の進め方に関する諸改革 ・ 北海道の実情に即した効果的な、先駆的・実験的取組の一層の拡充 など について改善が必要と評価される。
	未定		
	作業中		
	完了		
今後の対応方針	進捗状況		第6期計画は計画の目標年度を迎えつつある。今後、新たな計画にその改善点を反映させ、北海道が時代の潮流に即した国の課題解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を目指していく必要がある。
	未定		
	検討中		
	確定		
第3者委員会等での審議状況等	第3者委員会		平成17年11月24日に開催された第5回北海道開発分科会で基本政策部会を設置し、第6期北海道総合開発計画の点検と新たな計画の在り方について調査審議を開始。 平成18年9月29日に開催された第8回基本政策部会において、「第6期計画の点検と新たな計画の在り方中間とりまとめ」取りまとめ。
	国土審議会北海道開発分科会基本政策部会		
ステークホルダー(利害関係者)別の分析	ステークホルダーの把握 北海道内における、 地方公共団体 経済団体 観光、農業、産業等		北海道内における下記のようなステークホルダーの視点から、政策効果の検討を試みる。 地方公共団体 経済団体 観光、農業、産業等

国民等に対する 利用満足度など の測定	満足度調査の有無	平成18年10月以降、「第6期計画の点検と新たな計画の在り方中間とりまとめ」について意見募集
	有	
委員の先生に相談し たい事があれば記載		

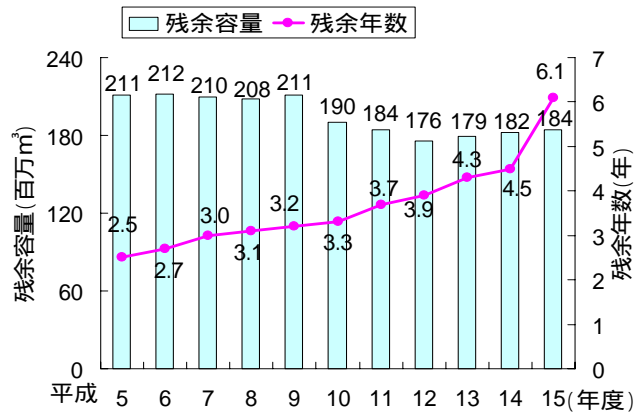
一般廃棄物の最終処分場残余容量は **13.2年分**
 産業廃棄物の最終処分場残余容量は **わずか 6.1年分**
 (平成15年度実績 環境省調査)

	残余容量(H16.4.1現在) (万m ³)	最終処分量(H15年度) (万t)	残余年数
一般廃棄物	13,708	845	13.2
産業廃棄物	18,418	3,000	6.1
うち首都圏	1,878	807	2.3
近畿圏	1,839	432	4.3

残余年数は、残余容量 / 最終処分量 により算出。一般廃棄物については、1m³=0.8163t、産業廃棄物については1m³=1tで計算。



最終処分残余容量・年数経年変化(一般廃棄物)



最終処分残余容量・年数経年変化(産業廃棄物)

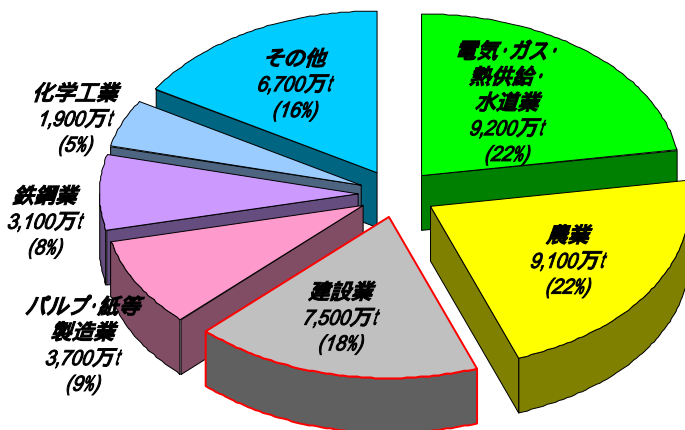
建設廃棄物の排出量と不法投棄量

産業廃棄物排出量 約4億1,200万トンの約2割(7,500万トン)が建設廃棄物

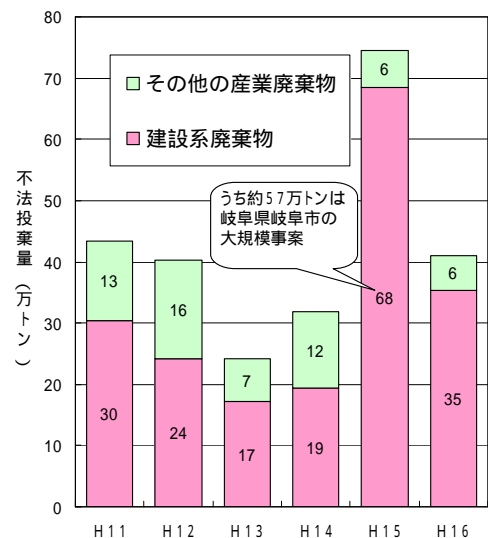
(平成15年度実績 環境省調査)

産業廃棄物不法投棄量 約41万トンの約9割(35万トン)が建設廃棄物

(平成16年度実績 環境省調査)

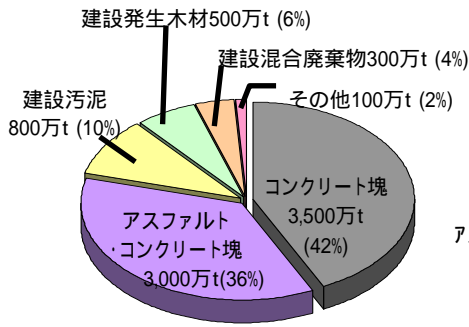


平成15年度産業廃棄物排出量

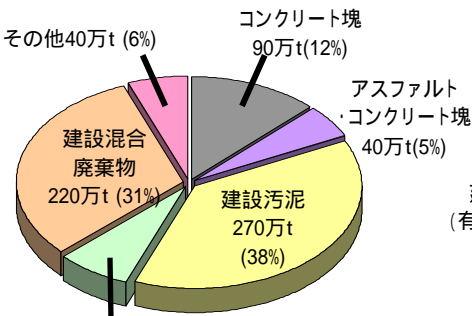


産業廃棄物の不法投棄量の推移(環境省調査)

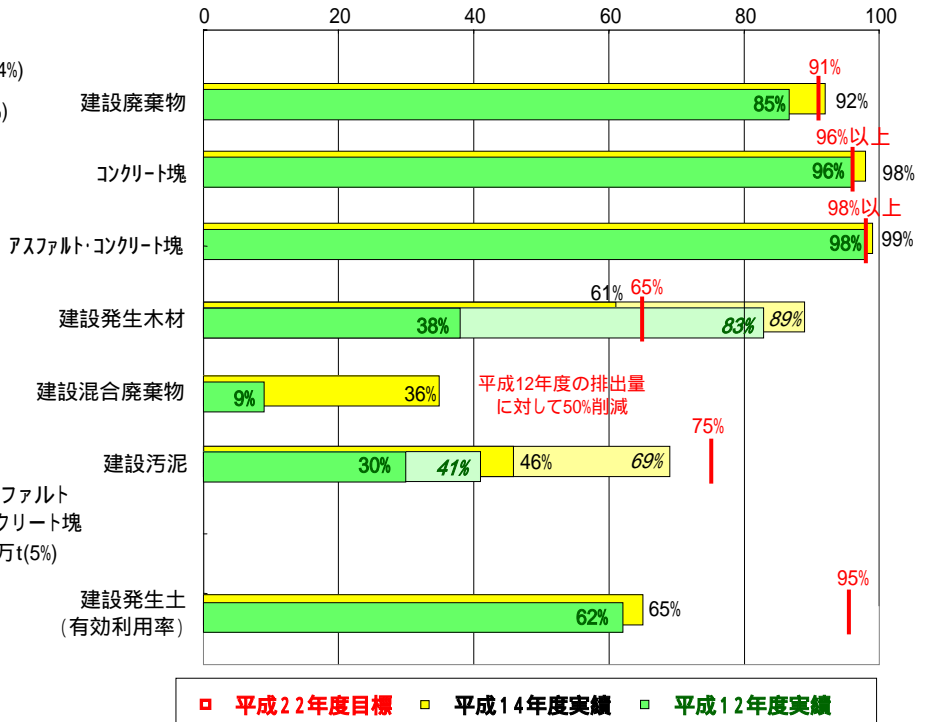
建設副産物のリサイクルの現状



平成14年度 建設廃棄物排出量



平成14年度 建設廃棄物最終処分量



■ 平成22年度目標 □ 平成14年度実績 ▨ 平成12年度実績

建設発生土は、公共工事のみ集計 斜体字は縮減(焼却、脱水)含み
建設副産物の再資源化等の状況

建設リサイクル推進のための制度(一部)

建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律) (平成12年5月31日公布、平成14年5月30日完全施行)

- ・特定の建設資材について、分別解体等及び再資源化等を義務付けること
 - ・解体工事業者について登録制度を実施すること
- 等を規定したもの

建設リサイクル推進計画2002 (平成14年5月国土交通省事務次官通知)

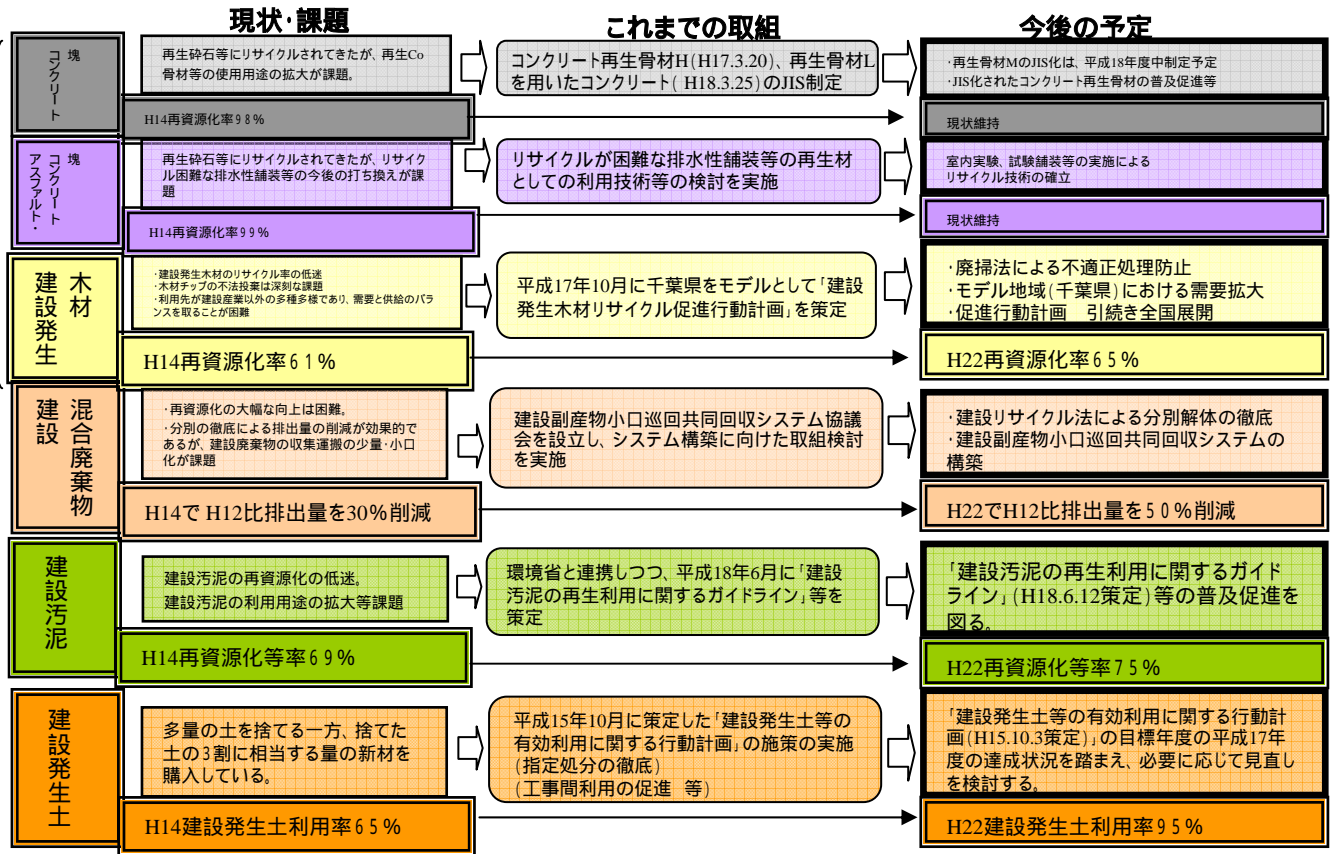
国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策等を示したもの

リサイクル原則化ルール (平成14年5月国土交通省関係課長通知、平成18年6月改訂)

- 国土交通省発注工事について、経済性にかかわらず、
- ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として現場から搬出する場合には再資源化施設へ搬出すること
 - ・建設発生土が発生する場合、原則として50km以内の他現場へ搬出すること
 - ・現場から40km範囲内に再生骨材等を製造する再資源化施設がある場合、原則として再生骨材等を利用すること
- 等を規定したもの(平成18年6月の改訂で、建設汚泥に関するルールを追加)

建設リサイクルの今後の方向

政策レビューの対象品目(倉庫工事(ゼロエミッション)を目指す)



(注)再資源化等率の目標値は「建設リサイクル推進計画2002」等平成22年度目標値による。

建設リサイクル推進計画2002で掲げた各種目標値の達成状況の点検や達成度の低い分野についての原因究明を行ない、必要に応じて計画の見直しを図る。

建設リサイクル法について、施行状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

背景

建設リサイクル法
(H14.5完全施行)
分別解体等及び再資源化等
の義務付け

参考(法の施行状況)

- ・法第10条の届出件数:約2万件/月
- ・法第21条の解体工事業者登録件数:
約8,600件(H18.6.30現在)
- ・分別解体等の適正な実施に関する助言・勧告・
命令等の件数:約13,900件(H18.6.30現在)

附則第4条

「施行後5年(平成19年)を経過した
場合において、この法律の施行の
状況について検討を加え、その結果
に基づいて必要な措置を講ずるもの
とする」

テーマ		
評価の視点	進捗状況	建設リサイクル法基本方針に掲げたコンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊に関する再資源化等率について、直轄事業(国が発注した事業)における目標の達成状況を検証し、その成果・課題等を整理する。 業績指標:直轄工事におけるリサイクル率 目標値:100%(H17年度) 実績値:Co 97%(H14年度)、木材71%(H14年度)、As 99.4%(H14年度) 初期値:Co 97%(H12年度)、木材75%(H12年度)、As 99.7%(H12年度)
	未定	
	検討中	
分析手法	進捗状況	平成17年度までに実施した建設副産物実態調査結果を用いて、直轄事業において発生した特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊)の再資源化等率を把握し、再資源化の実施状況について検証・評価する。 ・学識経験者等の有識者からの意見聴取 ・業界団体(建設業界、産業廃棄物処理業界など)からの意見聴取 ・発注機関(地方整備局、都道府県、市町村、独立行政法人など)からの意見聴取
	未定	
	検討中	
評価結果	進捗状況	平成17年度建設副産物実態調査について、現在取りまとめ作業中。
	未定	
	作業中	
今後の対応方針	進捗状況	建設リサイクル推進計画2002で掲げた各種目標値の達成状況の点検や達成度の低い分野についての原因究明を行ない、必要に応じて計画の見直しを図る。 建設リサイクル法について、施行状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
	未定	
	検討中	
第3者委員会等での審議状況等	第3者委員会	年内を目途に有識者、業団体代表等をメンバーとする外部委員会を設置予定。
	今後開催予定	
ステークホルダー(利害関係者)別の分析	ステークホルダーの把握	・発注機関(地方整備局、都道府県、政令市、独立行政法人など) 各地方で開催している連絡協議会の中で、発注機関からの意見を聴取し各種施策に反映する予定。 ・業界団体(建設業界、産業廃棄物処理業界など) 業界団体を含む外部委員会を開催し、その中で意見を聴取する予定。
	・発注機関 ・業界団体	
国民等に対する利用満足度などの測定	満足度調査の有無	今後、建設リサイクル推進計画2002等の見直しの中でパブリックコメント等を実施する予定。
	今後実施予定	
備考		

平成 19 年度予算概算要求等に係る評価書について

平成 19 年度概算要求等に向けて、新規施策を対象とした政策アセスメントに加え、公共事業に係る評価、研究開発課題に係る評価の 3 つを実施

1. 政策アセスメント（事前評価）

政策チェックアップ及び政策レビューで導出された課題等を踏まえ、新規施策については、真に必要な施策の企画立案を目指し、目標に照らして、必要性、効率性、有効性等をチェックする。平成 19 年度予算概算要求、税制改正要望等に係る 40 の新規施策について評価を実施。

なお、今回の政策アセスメントについては、政策チェックアップを反映したもの 13 件、政策レビューを反映したもの 3 件である。（うち、1 件は両方の評価が反映されている。）

【分析事例】（別紙）

- ・ ニューツーリズムの創出・流通促進事業
- ・ 都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）
- ・ 海岸耐震対策緊急事業の創設

2. 公共事業

平成 19 年度新規採択事業及び実施中の事業のうち、個別箇所で予算内示される事業について実施。

新規事業採択時評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26 件

再評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 件

なお、この他に前年度から継続評価中の事業で、

評価結果を踏まえて中止したもの・・・・・・・・・・ 1 件

3. 研究開発課題

平成 19 年度の予算概算要求に反映することを目的として、外部評価を活用しつつ、事前評価及び中間評価を実施。

事前評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 件

中間評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 件

ニューツーリズム創出・流通促進事業

< 新規施策の必要性 >

・国内旅行振興を図るため、各地域固有の観光魅力の発掘と、その魅力を組み込んだ新たな旅行商品の企画造成の支援等を通じて、国内旅行需要の喚起を図る。
「平成17年度政策チェックアップ」

・顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立等を支援する。

「経済成長戦略大綱 平成18年7月6日」

< 新規施策の概要 >

・国の主導・支援により顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた「ニューツーリズム」旅行商品を幅広く収集し、一元的に提供する全国的な流通「市場」を整備する。

・一般国民に対する普及活動として、セミナーやシンポジウムの開催等、プロモーション活動を行うとともに、地域密着型のニューツーリズム旅行商品の充実・高度化を図るため、地域におけるニューツーリズム旅行商品の創出に向けた新たな取り組みに関する実証実験(モニターツアー)を実施する。

< 新規施策の有効性・効率性 >

・本施策によって「ニューツーリズム」旅行商品創出・流通の成功事例を積み上げ、その要因を分析・活用することにより、地域の積極的な取り組みや新たな旅行商品の造成・流通の促進、旅行需要の喚起が図られ有効である。

・「ニューツーリズム」旅行商品の創出・流通を促進することにより、旅行消費の拡大にともなう関連産業の振興や雇用の拡大などによる、我が国経済・地域の活性化といった大きな経済効果がもたらされるため、本施策は費用対効果の観点から十分に効率的である。

都市再生街区基本調査(土地活用促進調査)

< 新規施策の必要性 >

・現状では、都市部の地籍調査が特に遅れていることから、都市部の進捗率をいかに向上させるかが課題である。そのため、都市再生本部において示された「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針に基づき、法務省等と連携しつつ、民間活力を活用して、全国の都市部における地籍整備を実施していく。
「平成17年度政策チェックアップ」

・優良な民間都市開発への支援、民間の資金・ノウハウを活用したまちづくりを推進する都市再生関連施策を戦略的・重点的に推進していく。その一環として、都市部における地籍整備を推進していく。
「平成18年7月6日 経済成長戦略大綱」

< 新規施策の概要 >

都市の中心部などで、潜在的に高度な土地利用が可能であるにもかかわらず、地籍調査の遅れが開発停滞の主要因となっているような地域において、国が街区外周の境界に関する基礎的な情報を調査し、整備することにより、市町村による地籍調査の円滑な実施を支援していく。

< 新規施策の有効性・効率性 >

・本調査により、都市部について基礎的な境界情報の整備が行われる。これらの地域においては、地籍調査の基礎となる資料が蓄積されることになり、地籍調査を進めやすい環境が整備されることから、地籍調査の進捗に有効である。

・本調査により、国が基礎的な境界情報を整備・提供するとともに、これを活用して市町村が地籍調査を行うことで、関係者の測量作業の重複によるムダが排除され、土地活用の活性化が期待されるとともに、都市部における地籍整備が推進される。

海岸耐震対策緊急事業の創設

< 新規施策の必要性 >

・堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を東海、東南海・南海地震等による被害が予想される地域等において推進していく。
「平成17年度政策チェックアップ」

< 新規施策の概要 >

・平成17年度に津波危機管理対策緊急事業を創設(平成18年度にゼロメートル地帯の高潮対策に拡充)し、耐震調査の結果(平成18年3月時点で全国の9,400kmの海岸堤防のうち1,279kmで耐震性が十分確保されていない)を踏まえ、ゼロメートル地帯や地震防災対策強化地域等において緊急的に耐震対策を行うため、海岸管理者が策定する5ヶ年程度の海岸耐震対策緊急事業計画に基づき、短期間に集中して耐震化を行う「海岸耐震対策緊急事業」を創設する。

< 新規施策の有効性・効率性 >

・東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大規模地震の発生が危惧される地域や浸水被害に対して極めて脆弱な地域であるゼロメートル地帯等において、海岸保全施設の崩壊や沈下により発生する甚大な浸水被害を防ぐことに資するため、有効である。

・現在推進している耐震調査の結果を踏まえ、海岸管理者が策定する、海岸耐震対策緊急事業計画に基づき、集中的・計画的に耐震対策を実施するため、効率的である。